

地 域 維 持 業 務 委 託 契 約 約 款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする業務(以下「業務」という。)の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、業務を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)がある場合は、当該成果物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務の履行のため、又は成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (1) 受注者は、発注者の承諾なく、成果物(未完成の成果物を含む。)及び業務を行う上で得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第51条第1項の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人を行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管

轄裁判所とする。

- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日(発注者が認める場合は、その日数)以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 5 第1項の規定に基づく業務工程表の提出は、発注者が必要ないと認めたときは、免除することができる。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。
- ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託し

なければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生じる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（本項及び第6項において「保証の額」という。）は、委託料の10分の1以上としなければならない。

4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第48条の2第4項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

7 第1項の規定に基づく契約の保証は、発注者が必要がないと認めたときは、免除することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物を含む。）、使用材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第35条第3項の規定による部分払のための確認を受けた

もの並びに仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が部分払等によってもなお成果物に係る業務の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金を成果物に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（著作権の譲渡等）

第5条の2 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしなにかにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

4 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（実地調査など）

第6条 発注者は、必要があると認めるときはいつでも、受注者に対し業務の実施の状況及び次に掲げる事項などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(1) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第

7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法(昭和22年法律第49号)第11条に規定する賃金をいう。)の支払をすること。

(2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。

(3) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。

(4) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第4条の2第1項の規定による保険関係の成立に係る届出(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定に係るものに限る。)をすること。

(5) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による雇用する労働者が適用事業の被保険者となったことの届出をすること。

2 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

3 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日から5年間は、同様とする。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第7条 受注者は、業務のうち工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の工事を除く業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

4 受注者は、第1項の工事を除く業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

5 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負代金額等の通知)

第8条 発注者は、受注者に対して、下請負代金額その

他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第8条の2 受注者は、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者及び同法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人(同法第2条第5項に規定する下請負人をいう。以下同じ。)としてはならない。

(1) 健康保険法第48条の規定による届出の義務

(2) 厚生年金保険法第27条の規定による届出の義務

(3) 雇用保険法第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人としてすることができる。

(1) 受注者と直接下請契約(建設業法第2条第4項に規定する下請契約をいう。以下同じ。)を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ業務の履行が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することができる書類(以下「確認書類」という。)を、受注者が発注者に提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ業務の履行が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、当該各号に定める額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建

設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額

- (2) 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき

当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっているものを業務に使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその特許権等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第10条 発注者は、業務の履行については、その指定する職員（以下「監督職員」という。）にこれを監督させるものとする。

- 2 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 3 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく業務の履行のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、業務の履行状況の検査又は使用材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

- 4 発注者は、2人以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

- 5 第3項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

- 6 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及

び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、次の各号に掲げる者を定めて業務現場に置いたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人

- (2) 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）、監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。ただし、同条第3項に該当する場合には、監理技術者資格者証の交付を受けている専任の監理技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

- (3) 専門技術者（建設業法第26条の2の規定に該当する建設工事を請負人自ら施工する場合における当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）

- (4) 業務に応じて、設計図書等で配置を求めるその他の技術者（以下「その他技術者」という。）

- 2 現場代理人は、発注者の指示によるこの契約の履行に関し、業務現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、委託料の変更、履行期間の変更、委託料の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の業務現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について業務現場における常駐を要しないこととすることができる。

- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）、専門技術者又はその他技術者は、これを兼ねることができる。

- 6 受注者が現場代理人を置かないときは、第2項に定める現場代理人の職務は、受注者が執行する。

(業務関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術

者等、専門技術者又はその他技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者又はその他技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が業務を履行するために使用している下請負人、労働者等で業務の履行又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（使用材料の品質及び検査等）

- 第13条 使用材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に応じなければならない。
 - 4 受注者は、業務現場内に搬入した使用材料を監督職員の承諾を受けずに業務現場外に搬出してはならない。
 - 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された使用材料については、当該決定を受けた日から7日（発注者が認める場合は、その日数）以内に業務現場外に搬出しなければならない。

（監督職員の立会い及び履行記録の整備等）

- 第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上、調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された材料については、当該立会いを受け

て調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上、履行するものと指定された作業については、当該立会いを受けて履行しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は履行状況写真等の記録を整備すべきものと指定した材料の調査又は作業の履行をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は履行状況写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、材料を調査して使用し、又は作業を履行することができる。この場合において、受注者は、当該材料の調査又は当該作業の履行を適切に行ったことを証する見本又は履行状況写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは履行状況写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

- 第15条 発注者が受注者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具等（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査によ

り発見することが困難であったものに限る。) などが
あり、使用に適当でないと認めたときは、その旨を直
ちに発注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定に
よる通知を受けた場合において、必要があると認めら
れるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他
の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若し
くは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは
性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該
支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しな
ければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認め
るときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、
規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更する
ことができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認
められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又
は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担
しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注
意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の
完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材
料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与
品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能とな
ったときは、発注者の指定した期間内に代品を収め、
若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害
を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計
図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従
わなければならない。

(設計図書不適合の場合の修補義務及び破壊検査等)

- 第16条 受注者は、作業の履行部分が設計図書又は発
注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容
に適合しない場合において、監督職員がその修補を請
求したときは、当該請求に従わなければならない。こ
の場合において、当該不適合が監督職員の指示による
ときその他発注者の責めに帰すべき事由によるとき
は、発注者は、必要があると認められるときは履行期
間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼ
したときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条
第1項から第3項までの規定に違反した場合におい
て、必要があると認められるときは、作業の履行部分
を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、作業の履行部分
が設計図書に適合しないと認められる相当の理由が
ある場合において、必要があると認められるときは、

当該相当の理由を受注者に通知して、作業の履行部分
を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する
費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

第17条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号の
いずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を
直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければ
ならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する
質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位
が定められている場合を除く。）
 - (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 業務現場の形状、地質、湧水等の状態、履行上の
制約等設計図書に示された自然的若しくは人為的
な履行条件と実際の業務現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない履行条件について
予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたと
き又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、
受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければなら
ない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、
受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（こ
れに対して採るべき措置を指示する必要があるとき
は、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後
14日以内に、その結果を受注者に通知しなければなら
ない。ただし、その期間内に通知できないやむを得
ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を
聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 発注者は、前項の調査の結果において第1項の事実
が確認された場合において、必要があると認められる
ときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければなら
ない。この場合において、第1項第4号又は第5号に
該当し、設計図書を変更する場合で成果物の変更を伴
わないものであるときは、発注者は受注者と協議して
これを行うものとする。

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行わ
れた場合において、発注者は、必要があると認められ
るときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注
者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しな
ければならない。

(設計図書の変更)

第18条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必
須があるとき、設計図書又は業務に関する
指示（以下「設計図書等」という。）の変更内容を受
注者に通知して、設計図書等を変更することができる。
この場合において、発注者は、必要があると認められ

るときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第19条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（第30条第1項において「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 前2項の規定により業務を一時中止した場合において、発注者は、必要があると認められるときにあっては履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときにあっては必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第20条 受注者は、設計図書について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書の変更を提案することができる。

- 2 前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は委託料を変更しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の延長)

第21条 発注者は、特別の理由により履行期間を延長する必要があるときは、受注者に対し書面をもって履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第22条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合にお

いて、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、必要があると認められるときにあっては委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときにあっては必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第23条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮するものとする。

(履行期間の変更方法)

第24条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、第21条又は第23条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(委託料の変更方法等)

第25条 委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する

必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく委託料の変更）

第26条 発注者又は受注者は、履行期間内で、かつ、委託契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して委託料の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残委託料（委託料から当該請求時の出来形部分に相応する委託料を控除した額をいう。以下本条において同じ。）と変動後残委託料（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残委託料に相応する額をいう。以下本条において同じ。）との差額のうち、変動前残委託料の1000分の15を超える額につき、委託料の変更に応じなければならない。

3 変動前残委託料及び変動後残委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、本条の規定により委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく委託料変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により履行期間内に主要な使用材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、委託料が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、委託料の変更を請求することができる。

6 履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションその他の予期することのできない特別の事情の発生により、委託料が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、委託料の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、委託料の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、必要があると認めるときは、あらかじめ、監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（一般的損害）

第28条 業務の完了前（成果物がある場合は、当該成果物の引渡前）に、業務を行うにつき生じた損害（成果物がある場合は当該成果物に生じた損害を含み、次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第49条に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第29条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（第49条に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に及ぼした損害（第49条に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担す

る。

- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 業務の完了前（成果物がある場合は、当該成果物の引渡前）に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（第6項において「不可抗力」という。）により、成果物（未完成のものを含む。以下本条において同じ。）、仮設物又は業務の実施場所に搬入した業務の用に供する機器（以下この条において「業務目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第49条に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（業務目的物等であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

- 5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

- (1) 成果物に関する損害 損害を受けた成果物に相応する委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- (2) 仮設物又は業務の実施場所に搬入した業務の用に供する機器に関する損害 損害を受けた仮設物又は業務の実施場所に搬入した業務の用に供する機器で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりそ

の機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額よりも少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「委託料の100分の1を超える額」とあるのは「委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(委託料の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第9条、第15条から第23条まで、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、成果物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 4 発注者は、第2項の規定による検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを委託料の支払の完了と同時に

行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

- 6 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して検査員の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。
- 7 検査員は、第2項及び前項の規定による検査を行うほか、業務履行の途中において必要があると認められる場合には、発注者が別に定めるところにより、業務の履行の状況等の検査を行うことができる。この場合においては、第2項後段及び第3項の規定を適用する。

（委託料の支払）

第33条 受注者は、前条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。第3項、第38条第2項及び第48条第3項において同じ。）の検査に合格したときは、委託料の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下本項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（引渡し前における成果物の使用）

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（部分払）

第35条 受注者は、業務完了前に、出来形部分並びに業務現場に搬入済みの使用材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月1回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あら

かじめ、当該請求に係る出来形部分又は業務現場に搬入済みの使用材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、監督職員をして、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行わせるとともに、当該確認の結果を受注者に通知させなければならない。この場合において、監督職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から14日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の委託料相当額} \times 9 / 10$$

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「委託料相当額」とあるのは「委託料相当額から既に部分払いの対象となった委託料相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第36条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下本条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第32条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第5項及び第33条中「委託料」とあるのは「部分引渡しに係る委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第32条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第5項及び第33条中「委託料」とあるのは「部分引渡しに係る委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 3 前2項において準用する第33条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る

委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が、前2項において準用する第33条第1項の規定による請求を受けた日から14日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。）

（第三者による代理受領）

第37条 受注者は、発注者の承諾を得て委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第36条において準用する場合を含む。）又は第35条の規定に基づく支払をしなければならない。

（部分払金等の不払に対する受注者の業務中止）

第37条の2 受注者は、発注者が第35条又は第36条において準用する第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者の費用が増加し、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

（契約不適合責任）

第38条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定

の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者が本項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第39条 削除

（発注者の催告による解除権）

第40条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(4) 第11条第1項第2号又は第4号に掲げる者を設置しなかったとき。

(5) 正当な理由なく、第38条第1項の履行の追完がなされないとき。

(6) 正当な理由なく第6条第1項に規定する報告の求めに応じず、又は調査に協力しないとき。

(7) 第6条第1項に規定する報告又は調査において、法令違反が判明し、当該違反が過失以外の場合であるとき、又は当該違反については是正されないとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第41条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を直ちに解除することができる。

(1) 受注者（共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下本項及び次項並びに次条第1項において同じ）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 受注者が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役

員又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

- (4) 第5条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。
- (5) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (6) この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (7) 引き渡された成果物に契約不適合がある場合において、その不適合が成果物を棄却した上で再び作成しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (8) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (9) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (10) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が第40条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (12) 第45条又は第45条の2の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し受注者の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者

が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (8) 暴力団又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。

(発注者の任意解除権)

第43条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第40条から前条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第44条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第45条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして

軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第45条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第45条の3 第45条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第46条 削除

(解除に伴う措置)

第47条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下本項、第3項及び第5項において「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料（次項において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

- 2 前項の既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の規定による既履行部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は既履行部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠

償しなければならない。

- 5 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、業務の実施場所に受注者が所有又は管理する成果物（未完成のものを含み、第36条第1項又は第2項に規定する部分引渡しに係る部分及び第1項に規定する検査に合格した既履行部分に該当するものを除く。）、業務の用に供する機器、仮設物その他の物件（第7条の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 6 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ当該各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
 - (1) 成果物に関する撤去費用等 契約の解除が第40条から第42条まで又は第48条の2第4項によるときは受注者が負担し、第43条、第45条又は第45条の2によるときは発注者が負担する。
 - (2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等 受注者が負担する。
- 7 第5項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により発注者が負担する業務の成果物に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 8 第3項前段及び第4項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第40条から第42条まで又は第48条の2第4項によるときは発注者が定め、第43条、第45条又は第45条の2の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段、第4項後段及び第5項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(損害金の予定)

第48条 発注者は、第41条第1項第1号から第3号

まで及び第2項の規定により契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、委託料の10分の2に相当する金額の損害金を発注者が指定する期間内に支払うよう受注者に請求するものとする。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該を超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の規定は、第32条第4項から第6項までの規定による検査に合格した後も適用されるものとする。
- 4 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対し、損害金の支払を請求することができる。この場合において、当該構成員であった者は、連帯して損害金を支払う責任を負うものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第48条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第40条から第42条までの規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第40条又は第41条第1項第4号から第12号までの規定により、成果物の引渡し前に、契約が解除されたとき。
 - (2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 成果物の引渡し前に、第41条第1項第1号から第3号まで若しくは第2項又は第42条の規定により契約を解除したときは、第1項の損害賠償に代えて、受注者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第2項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生債務者等

5 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)が契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

6 第1項第1号の場合において、発注者は、委託料から部分引渡しを受けた部分に相当する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年14.5パーセント(ただし、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。)の割合で計算した額を請求するものとする。

7 第2項又は第3項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項又は第3項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第48条の3 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第43条、第45条又は第45条の2までの規定により契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項(第36条において準用する場合を含む。)の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第48条の4 発注者は、引き渡された成果物に関し、

第32条第4項又は第5項(第36条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下本条において単に「引渡し」という。)を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下本条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 7 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者若しくは監督職員の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(保険)

第49条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第50条 発注者は、この契約に基づく受注者の賠償金、損害金又は違約金と、発注者の支払うべき委託料とを相殺することができるものとし、なお不足があるときは追徴するものとする。

(紛争の解決)

第51条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者又はその他技術者その他受注者が業務を施行するために使用している下請負人、労働者等の業務の履行又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法(明治23年法律第29号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

第52条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約外の事項)

第53条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(関係書類の整備)

第54条 受注者は、業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、履行期間終了の日から5年間、保存するものとする。